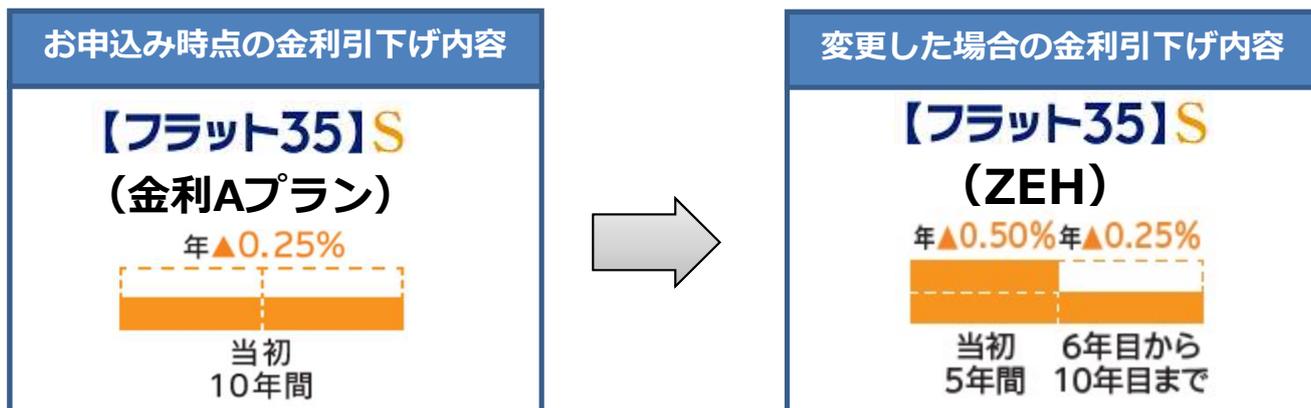


令和4年9月までに借入申込みいただき、
 令和4年10月以降、資金実行する方で、取得する住宅が
【フラット35】S(ZEH)の基準に適合するお客さまへ

令和4年10月から【フラット35】S(ZEH)が始まります。

令和4年10月以降資金実行されるお客さまで、【フラット35】S(ZEH)の基準に適合していることが確認できる場合、金利引下げ内容を変更することができます。



【参考】お申込み時点の制度と変更後の返済額による比較

(前提) 借入額3,000万円、返済期間：35年、借入金利：年1.5%、繰上返済なし

	金利Aプランの場合	ZEHの場合
		変更後の方が毎月の返済額及び総返済額が少なくなります。
毎月の返済額	当初10年間 88,225円 11年目以降 90,870円	当初5年間 84,685円 6～10年目 87,743円 11年目以降 90,373円
総返済額	37,848,069円	37,457,453円 <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 5px;">S(ZEH)の基準に適合すると、390,616円少なくなります。</div>

* 【フラット35】の借入金利は、借入申込時ではなく資金実行月の金利となります。

【フラット35】S(ZEH)の金利引下げ内容に変更を希望する場合のお手続

令和4年10月以降、【フラット35】S(ZEH)の基準に適合していることがわかる適合証明書[※]を取得し、お申込み先の金融機関にご提出ください。

※ 令和4年10月以後の設計検査申請分（設計検査を省略する場合は、設計住宅性能評価の申請分又は長期優良住宅に係る技術的審査の申請分）から一定の基準を満たす場合に対象となります。ただし、BELS評価書を提出する場合は、10月以後に竣工現場検査・適合証明申請分からご利用いただけます。

令和4年9月以前に既に適合証明書を取得されている場合は、改めて適合証明検査を申請する必要がありません。

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター

